

(財政金融委員会)

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度に

おける生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外十二名発議)

(参第一号)要旨

本法律案は、現下の厳しい経済情勢に対処するため、生活・経済緊急対策を確実に実施することが重要であることにかんがみ、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における中小規模の事業者を支援するための措置等に必要な財源を確保するための臨時の措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

政府は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、二兆千八百八十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

二、生活・経済緊急対策の実施についての制限

平成二十年度における生活・経済緊急対策の実施（平成二十一年度にわたって実施する場合を含む。）に当たっては、平成二十年十二月二十四日の閣議において行うことが決定された定額給付金を給付する事業及びこれに類する地方公共団体がその住民一般に金銭（これに類するものを含む。）を一律に給付する事業に係る国の財政上の措置は、行わない。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。